



ごみ減量やリサイクル、清掃の仕事を楽しく学べるよ!

ごみ減量・清掃フェア かつしか

【担当課】 リサイクル清掃課
☎5654 - 8273

【日時】 11月5日(日)午前10時～午後2時
(入場は午後1時30分まで)

雨天決行・荒天中止。中止の場合は当日午前9時ごろに区ホームページでお知らせします。

【会場】 葛飾清掃工場(水元1-20-1)

公共交通機関・自転車・徒歩での来場をお願いします。会場内は全面禁煙です。



交通のご案内

- ①JR金町駅北口から京成アイリスループバス(南水元循環)「水元社会教育館・いこいの家入口」下車 徒歩5分
- ②JR亀有駅北口から東武バス(西水元循環・葛飾車庫行)「飯塚橋」下車 徒歩5分
- ③JR金町駅北口から京成バス(西水元三丁目・大場川水門行)「中央公園」下車 徒歩10分

見てみよう、学んでみよう

- ▶清掃工場見学・化学実験教室
- ▶トンネル探検(普段見ることができない地下搬出入路を見学できます)
- ▶葛美中学校吹奏楽部演奏
- ▶飯塚小学校金管クラブ演奏
- ▶ひまわり太鼓演奏
- ▶働く自動車の展示
- ▶3R推進パートナー活動紹介
生ごみたい肥作り講座や区内小学校などで実施しているごみの減量についての環境学習など、これまでの活動を紹介します。

いろいろな体験をしよう

- ▶リサイクルの目標カードを作ろう
- ▶古紙で植木鉢を作ろう
- ▶どんぐりで遊ぼう
- ▶スケルトン清掃車「リーちゃんGO」への模擬ごみ積み込み体験

家庭で不用になった小型家電を回収します

【回収できる小型家電】

携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、ACアダプターなどコード類

注意事項 個人情報**は必ず消去してお持ちください。**

また、30cmを超える製品は粗大ごみとなるため、粗大ごみ受付センター(☎5296 - 4400(受付時間午前8時～午後7時))へお申し込みください。

会場内でフードドライブを実施します

フードドライブとは「食品ロス」削減を目的に家庭で余っている食品を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付するボランティア活動です。家庭で消費しない食品がありましたらフードドライブにご協力ください。

【対象食品】

缶詰、インスタント・レトルト食品(冷凍・冷蔵食品を除く)、調味料、嗜好品、乾物、乳幼児用食品、飲料、健康食品などで、次の全てに該当する物

- ▶未開封の物
- ▶11月5日(日)時点で賞味期限(要明記)が1カ月以上ある物
- ▶包装や外装が破損していない物 ▶瓶詰めの食品でない物

良い物が見つかるかも

- ▶古本市
- ▶フリーマーケット(約75店舗)
出店募集は締め切りしました。マイバッグ(買い物袋)を持参ください。
- ▶まだまだ使えるもの展示抽選会

おいしい食べ物いっぱい

- 焼きそば・パン・焼き菓子・おにぎり・肉まんなどの販売



災害に強い街づくりを進めています

【担当課】 街づくり推進課(区役所3階303番) ☎5654 - 8345

対象地域 ▶四つ木一・二丁目 ▶東四つ木三・四丁目 ▶東立石四丁目 ▶堀切二丁目周辺及び四丁目地区

■ 住宅市街地総合整備事業(密集事業) ■

狭い道を幅6mに広げ、救急車などの緊急車両が通行できる主要生活道路を整備しています。また、災害時に一時的に避難できる公園や広場も整備しています。

道路を広げることで建物などが影響を受ける場合は、基準に基づいた補償費をお支払いします。拡幅道路沿道にお住まいの皆さんには、補償費を算出するための建物調査のお願いに順次伺います。密集事業へのご理解とご協力をお願いします。

東立石四丁目



整備開始時点



整備完了後

事業の進捗状況

対象地域		四つ木一・二丁目	東四つ木三・四丁目	東立石四丁目	堀切二丁目周辺及び四丁目地区
道路用地取得面積	事業計画	2,150㎡	7,818㎡	2,339㎡	644㎡
	実績(28年度末)	1,070.17㎡	7,215.02㎡	1,175.40㎡	0㎡
道路用地取得率		49.8%	92.3%	50.3%	0%

❖❖❖❖❖❖❖❖ 不燃化特区 ❖❖❖❖❖❖❖❖

震災時に大きな被害が想定されている密集市街地の中で、特に改善を図るべき地区を東京都が指定し、都と区が連携して改善を推進しています。

不燃化特区には地区内の不燃化のため、建て替えに当たっての支援があります。申込方法など、詳しくは工事契約前に街づくり推進課(☎5654 - 8345)へお問い合わせください。

老朽木造住宅の建て替え助成

助成額 最大200万円

【助成内容】 ▶除却工事費 ▶設計・工事監理費

【助成要件】

- ▶老朽建築物※の除却工事を行い、不燃化建築物(耐火または準耐火建築物)に建て替える工事を行うこと
- ▶老朽建築物の所有者(または所有者の2親等以内の親族)で、除却工事および建て替え工事両方の経費を支払う方からの申請であること
- ※木造または軽量鉄骨造で、木造モルタルは13年4カ月、木造は14年8カ月、軽量鉄骨造は18年以上経過していること

